

平成28年3月11日

公益社団法人全日本不動産協会 殿

国土交通省 土地・建設産業局 不動産課
住宅局 建築指導課
住宅総合整備課
住宅生産課

建築物の省エネ性能表示のガイドラインに基づく表示について

平素より国土交通行政の推進にご協力頂きまして誠にありがとうございます。

平成27年7月に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（建築物省エネ法）が公布されました。本法では、販売・賃貸事業者に対する建築物の省エネ性能の表示の努力義務が規定され、本年4月より施行されます。

この度、具体的な表示事項及び表示方法等について定めた「建築物の省エネ性能表示のガイドライン【正式名称：建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）】が平成28年3月11日に公布（平成28年4月1日施行）されました。

販売又は賃貸する建築物について、本ガイドラインを参考に、省エネ性能の表示に向けた取組みを進めて頂きますよう、会員への周知を御願い致します。

<添付資料>

①プレスリリース資料「住宅・ビル等の省エネ性能表示のガイドラインを策定・公表しました」（平成28年3月11日）

【別添1】<パンフレット>住宅・ビル等の省エネ性能の表示について

【別添2】<参考資料>建築物の省エネ性能表示のガイドラインについて

【別添3】建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）

②表示関連補助制度（平成28年度予算案）

※法律、表示制度又は補助制度等の詳細は国土交通省HP「建築物省エネ法のページ」を参照ください。

お問い合わせ先

国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室 課長補佐 宮森、係長 岩田
TEL：03-5253-8111（代表）内線39464 直通 03-5253-8940